



携帯電話解約料訴訟の結末（最高裁は自らの役割をわかっているのか？）

携帯電話の契約では、ほとんどの場合が2年の定期契約として、その期間に契約を解約する場合は9975円の解約金を徴収することとされている。当ネットワークはこの解約料条項が消費者契約法により無効であるとして、大手3社に対し、規約料条項の使用差止請求訴訟を提起してきた。

訴訟においては、主には、解約料が消費者契約法9条1号の「平均的な損害」を超えるものかどうかで鋭く争われた。

この問題については、

- ①「割引」額が損害か（ソフトバンクについては「割引」はない）、
- ②逸失利益が損害か、
- ③消費者契約法9条1号の「区分」は2年全契約を1区分でいいのか、個別的に各月毎に判断されるべきか、が論点となっており、この各論点の組み合わせで結論が異なりうる。消費者の利益擁護の観点からすれば、解約料は、消費者の不当な囲い込み目的の条項であり、①「割引」分も②逸失利益も損害でなく、③「区分」はプラン毎、各月毎に判断されるべきである。

また、2年経過後の「更新」後についていずれも2年経過前と同様に判断すべきかどうかも論点となる。2年既に拘束された後は消費者を拘束するのは不当であり、2年経過後は一律に解約金条項が消費者契約法9条1号、10条で無効と解されるべきであるが、判決はいずれも更新後について更新前と同様に判断すべきと解している。

この問題については、KDDIの一審判決では当ネットワークの主張どおり、差止が認められたが、その他の判決では差止は認められなかった。

各地裁判決の論点ごとの一覧は下記のとおりである。

損害となるかどうか	ドコモ	KDDI	ソフトバンク
割引分	○	×	問題とならない
解約後の逸失利益	×	○	○（但し一部のみ）
9条1号の「区分」	平均解約期間	一か月ごと	平均契約残期間

これらについて、最高裁は平成26年12月11日、いずれも当ネットワークの上告を受理しないとの決定をした。これによって、当ネットワークの敗訴が確定したが、問題は、解約料の中身が何であるかが示されなかったことである。上記のとおり、ドコモ判決では解約料は割引分であるとされ、他方、KDDI、ソフトバンク判決では解約料は「逸失利益」とであるとされており、同様の解約料であるのにその中身が異なっていた。消費者

から金員を徴収するのに、その中身が何であるかは明確に示されるべきであることは当然である（消費者契約法3条も事業者の情報提供努力義務を定める。）。差止訴訟制度は裁判所が消費者のために事業者の不当行為を差し止める制度であり、裁判所が消費者の権利擁護の役割を担う制度である。にもかかわらず、上記のとおり、消費者が支払う解約料が何かも示さずに事業者の行為を適法としてお墨付きを与えるのは、裁判所の責任放棄である。本当にながかりきた。しかし、我々は、消費者の権利が確立されるまで幾度でも闘いを挑んでいく覚悟である。引き続きご支援をお願いしたい。



決定

上告として
受理しない。

消費者の権利のために

解約料

期間拘束

不当な

条項

